令和６年度岐阜地区採択協議会　採択までの流れ

５月　１日　市町教育委員会　※地区採択協議会設置の議決

５月２０日　第１回岐阜地区採択協議会　※書面にて表決

調査研究

７月　８日　第２回岐阜地区採択協議会

①　地区採択協議会の選定結果を市町教育委員会に通知する。

７月　９日　市町教育委員会

～２６日

◇採択の協議と議決
・地区採択協議会に参加した委員は、協議会での議事内容について、適切に説明・伝達を行う。
・各市町教育委員会においても、実際の教科書を調査するなど、採択についての主体的な取組を行う。

７月２６日　②　市町教育委員会での採択結果を地区採択協議会長に報告する。

協議が調った場合
採択完了

協議が調わなかった場合

③　地区採択協議会の選定結果に対する問題点など、教育委員会での意見を具体的にまとめる。
④　③の内容を地区採択協議会長に報告する。

８月２日

⑤　必要に応じて、第３回地区採択協議会を協議会長が招集する。
⑥　第３回地区採択協議会を開催し、再協議した上で決定する。

⑦　地区採択協議会の選定結果を市町教育委員会に通知する。

～８月９日

市町教育委員会
⑧　第３回地区採択協議会の選定結果を踏まえ採択する。
⑨　採択議決を地区採択協議会長に報告する。

採択完了

８月９日

８月３１日　岐阜地区採択協議会の解散